

令和6年度健康行動に関する傾向・要因分析業務 提案説明書

1 業務の名称

令和6年度健康行動に関する傾向・要因分析業務

2 本書の目的

本書は、札幌市が実施する「令和6年度健康行動に関する傾向・要因分析業務」（以下「本業務」という。）の契約候補者を選定するための企画競争の実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務の概要

市民健康意識調査や公式アプリのデータを活用し、歩数データやアンケート回答をもとに市民の健康行動について分析する。特に、市の取組への参加が健康行動に与える影響を明らかにするとともに、ユーザーの健康行動に関する主観的認識や属性データを分析する。

4 業務内容

業務の内容については、別紙仕様書のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点の予定であり、今後、提案内容や打ち合わせの中で変更する可能性がある。

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当すると認められる者でなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 令和4～7年度 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 札幌市内に本店または支店等を有していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

6 提出書類

- (1) 参加意向申出書（様式は別紙）
- (2) 企画提案書（自由様式）

ア 企画提案書には、以下の内容を含めること。

- (ア) 札幌市民健康意識調査を用いた、健康行動に関する傾向や、仮説を導き出す効果的な分析手法
- (イ) 公式アプリの歩数等のデータを用いた、属性との関係性や、行動変容に至る仮説、取組の効果検証手段を導き出す効果的な分析手法
- (ウ) 公式アプリアンケートの回答データを用いた、傾向の把握、歩数増加や取組参加を促す仮説、今後収集すべき設問など、効果的な分析手法
- (エ) 「SAPPORO ウォークチャレンジ」参画企業に対するフィードバックにおける、参加者の満足度を高め、今後の歩数や企業内の他の参加者を増やす工夫
- (オ) 本分析に寄与する取組（独自提案）
- (カ) 実施体制
- (キ) 業務スケジュール
- (ク) 他自治体や民間企業等からの類似業務の受託実績
- (ケ) 参考見積書（積算の詳細がわかるよう、内訳を記載すること。）
- (コ) 業務の実施水準を示すため、行う分析ごとに、想定される工程の流れ及び具体的な作業量を記載すること。

イ 企画提案書の作成にあたっては、別紙仕様書及び下記7を熟読の上、下記8に従うこと。

7 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書には表紙をつけ、表題として「令和6年度健康行動に関する傾向・要因分析業務」と記載すること。また、企画提案書はすべてA4サイズ（片面印刷）とし、最大25枚（表紙を除く）までとする。
- (2) 1部は製本（実施体制図、参考見積書含む）し、社名及び代表者名を表紙に記載したうえ、本市の競争入札資格者名簿の登録申請に使用した印鑑を押印すること。また、提案者の担当部門及び責任者を明示すること（これを「正本」という）。
- (3) 正本の表面には「氏名（法人の場合はその名称または商号）業務企画提案書」と記載すること。
- (4) 印を押さない企画提案書、実施体制図及び参考見積書を9部作成すること（これを「副本」という）。副本は表紙に社名を記載しないこと。副本は製本せず、一式をゼムクリップ等で留め、ホチキスは使用しないこと（ページ番号を記載するなど落丁対策を講じること）。
- (5) 正本を除き、会社名（再委託予定先含む）及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」もしくは「◎◎社」、氏名については、「◎◎」といった表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。

8 申込方法・スケジュール

(1) 募集要項

下記ウェブサイトに掲載している。

https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/keiyakujoho/r6_wellness_analysis.html

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和6年11月14日（木）17時（必着）

下記13に記載の電子メールにより受け付ける。別紙様式の質問書に記載し、電子メールの件名は、「令和6年度健康行動に関する傾向・要因分析業務」とすること。なお、これ以外の方法による質問は受け付けない。

イ 回答

原則として、令和6年11月18日（月）までにホームページで公開する（質問を行った法人名等は公表しない）。なお、受付期限までに到着しなかった質問については、回答しない。また、本件企画競争に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

(3) 申込及び企画提案書等の提出

ア 提出書類及び提出期限

(ア) 上記6-(1)

令和6年11月19日（火）17時（必着）

(イ) 上記6-(2)

令和6年11月21日（木）17時（必着）

イ 提出方法

持参または郵送とする（必着）。電子メール、ファクスは不可。提出先は下記13のとおり。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は、個々の提案者に帰属する。

イ 本市が本企画競争の実施に必要と認めるときは企画案を本市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合、札幌市は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、本市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)に基づき公開請求があったときは、同条例の定

めにより公開する場合がある。

(5) その他留意事項

- ア 企画提案書は、本業務に関する公募型企画競争において、契約候補者決定のための評価対象となる。そのため、企画内容を評価しやすいよう具体的にわかりやすく記述すること。
- イ 本市の仕様書に示す要求事項の記載が漏れていた場合、該当する評価項目を採点しないので、留意すること。
- ウ 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。
- エ 実際の業務内容は、企画提案書に基づき、本市と被選考者による協議により決定する。企画提案書の内容すなわち実際の業務内容ではないことに留意すること。
- オ 書類等の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
- カ 誤字等を除き、提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- キ 提出された書類等は返却しない。
- ク 書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- ケ 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

9 審査

(1) 企画競争実施委員会

業務委託契約の契約候補者選定のため、「令和6年度健康行動に関する傾向・要因分析業務」（以下「実施委員会」という。）を設置し審査を行う。

(2) 審査方法

ア 実施委員会が、企画競争参加者の提出した企画書について書類審査、及び、下記に掲げる企画提案審査会（ヒアリング）を実施し、採点を行う。

なお、応募者多数の場合は、令和6年11月26日（火）に書面審査を実施し、企画提案者を4社程度まで絞った上でヒアリングを行う。

イ ヒアリングは、令和6年11月27日（水）に実施を予定しており、出席者は総括責任者を含め最大3名までとする。また、持ち時間は、1社あたり約25分（説明10分、質疑約15分）を想定し、順次個別に行う。

ウ ヒアリングにあたっては、提出した企画提案書等に基づき行うこととし、当日の資料追加及びプロジェクター・パソコン等の使用は認めない。

エ ヒアリングの詳細については、参加者に別途通知する。

オ 審査は、別紙「評価項目及び評価基準表」による総合点数方式とし、想定する事業費の範囲内で、実施委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。なお、各委員の持ち点の合計の5割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

(3) 審査結果

ア 通知

契約候補者の決定後、速やかに参加者全員に文書で通知する。

イ 審査の評価結果に係る疑義の申し立て

(ア) 評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例(平成2年条例第23号)に規定する休日を除く。以下同じ。)以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。ただし、持参により提出するものとし、送付や電送によるものは受け付けない。

(イ) 疑義の申し立てに対する回答は、申し立てのあった日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に、書面により回答する。

(4) その他

ア 参加者が1社となった場合でも、最低基準点を超えた場合は契約候補者とする。

イ 合計得点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

10 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき。

(2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

11 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

(1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者

(2) 審査の公平性を害する行為を行った者

(3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

12 契約

(1) 契約は、選定された契約候補者と本市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容(参考見積内容を含む。)をもって、そのまま契約するとは限らない。

(2) 選定された契約候補者との協議が不調に終わった場合には、実施委員会において次点とされた事業者を契約候補者として協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結する。ただし、次点の評価を受けた事業者が最低基準点に満たない場合は契約候補者として選定しない。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

(4) 事業費

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、この金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

13 連絡先・問合せ先・書類の提出先

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1-7 OREビル7階

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課 担当：増川、門田

電話 011-211-3511

メールアドレス：wellness@city.sapporo.jp

○評価項目及び評価基準表

評価項目	評価基準
業務主旨の理解 (10点)	・本業務の目的や重要性を理解した、適切なアプローチを提案しているか。
札幌市民健康意識調査の分析 (15点)	・札幌市民健康意識調査を用いて、健康行動に関する傾向や、仮説を導き出す効果的な分析手法を提案しているか。
歩数データの分析 (25点)	・公式アプリの歩数等のデータを用いて、属性との関係性や、行動変容に至る仮説、取組の効果検証手段を導き出す効果的な分析手法を提案しているか。
アンケート回答の分析 (20点)	・公式アプリアンケートの回答データを用いて、傾向の把握、歩数増加や取組参加を促す仮説、今後収集すべき設問など、効果的な分析手法を提案しているか。
フィードバックの質 (10点)	・「SAPPORO ウォークチャレンジ」参画企業に対するフィードバックにおいて、参加者の満足度を高め、今後の歩数や企業内の他の参加者を増やす工夫が図られているか。
スケジュール、業務執行体制等 (10点)	・業務の実施スケジュールが現実的であり、適切な体制が整っているか。業務の進行管理が効果的に行われる計画があるか。
独自提案 (10点)	・今後のデータ分析に寄与する独自の提案がなされているか。提案内容が具体的で実現可能性が高いか。